

公益財団法人 埼玉県サッカー協会

2026年度  
事業計画

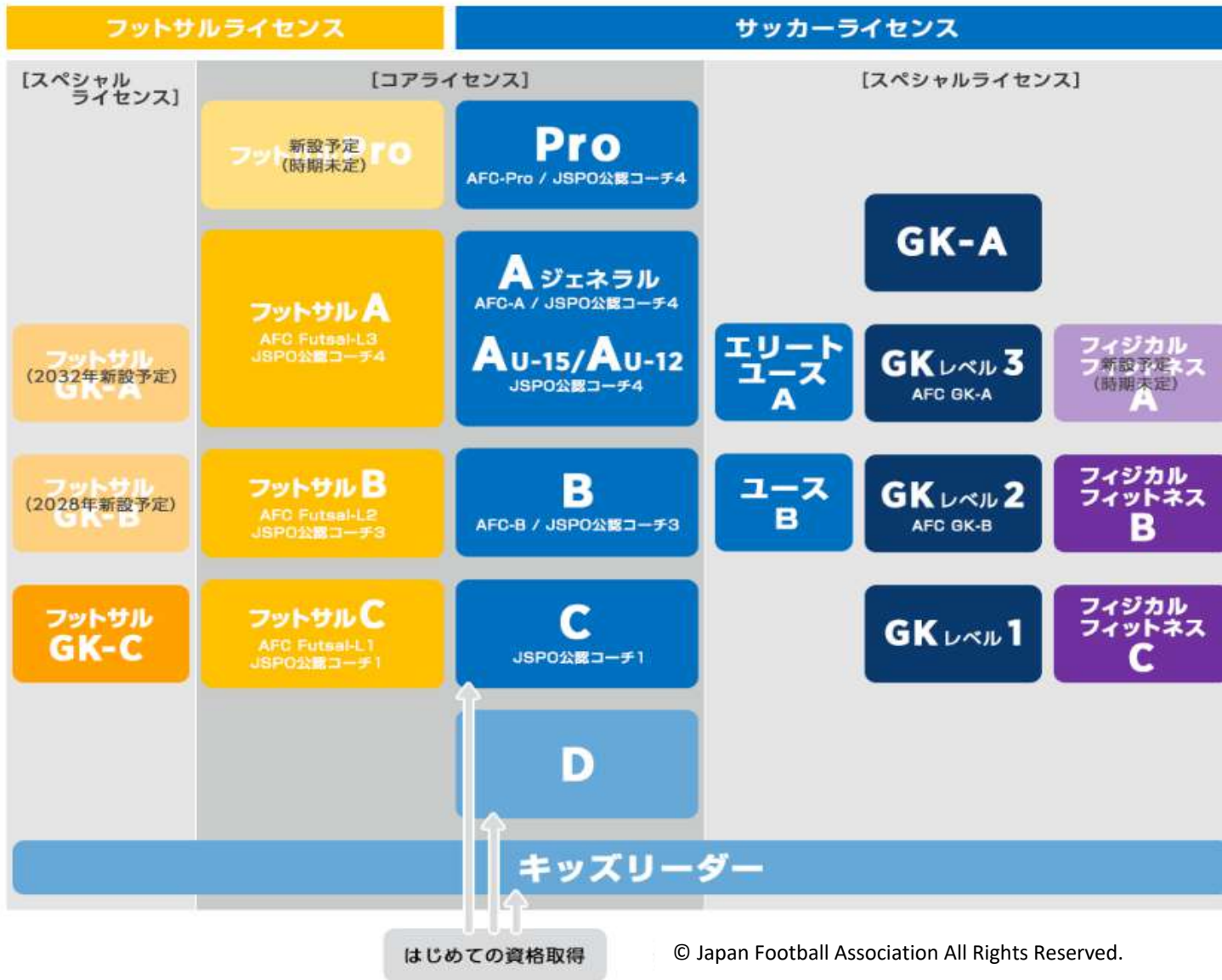
# 埼玉県サッカー協会事業内容



公/収	事業名称	事業内容・目的	
公益目的 事業	I. 指導・普及事業	①. 選手及び指導者養成事業	B・C・Dコーチ/A級トライアル/キッズリーグ-/リフレッシュ/県トレセン/フットサルC級 競技力の向上/青少年の健全育成/安全・継続・Enjoyのスポーツ環境作り
		②. 審判員養成事業	3級・4級審判員養成/資格認定/更新講習会/インストラクター養成/各種大会審判派遣
		③. 広報紙発行事業	各種大会結果・最新トピック『SFA News』の配信/『SFAメールマガジン』の送信
		④. ホームページ運営事業	公式サイトにより、本協会の事業競技会委員会連盟等の活動情報や協会主催の試合結果を掲載
		⑤. 地域での普及事業	キッズプログラム/巡回指導/キッズフェスティバル/ガールズフェスティバル等
		⑥. スポーツマネジャー養成事業	JFAスポーツマネジャーズカレッジサテライト講座in埼玉 スポーツイベント、クラブ経営等のマネジメント能力を有する人材養成
		⑦. その他の普及事業	埼玉県内の市町村においてのサッカー普及振興(本協会へ届け出た市町協会、本法人の加盟チームによる)
	II. 競技会開催事業	①. 主催事業	本協会が運営に関する事項を決定できる権限と責任を負う競技会(埼玉県内の各種別の大会)
		②. 受託事業	本協会が競技会の主管を担う事業で、日本協会及び関東協会等が主催者となる(国際試合/天皇杯/皇后杯/高校サッカー/各種別関東大会/県・市事業etc)
		③. 補助事業	各連盟等が主催する競技会を本協会が後援する事業(各種別リーグ戦etc)
III. 代表関連事業	埼玉県代表として全国大会出場チームの支援や国対埼玉県代表チームの編成・強化を行う事業		
IV. 施設関連事業	SFAフットボールセンターの維持管理を行い、トレセン活動や指導者・審判員養成事業、各種別競技会開催に使用		
収益事業	V. 手数料収入及び物品販売事業	売店出店手数料(FCの自動販売機収入含む)/ユニフォーム広告申請手数料/日本代表カレンダー販売収入	
	VI. チーム及び選手登録事業	各種別のチーム及び選手登録事業	

# I-①

## 選手及び指導者養成事業



© Japan Football Association All Rights Reserved.

詳細 

<https://www.jfa.jp/coach/official/training.html>



公益目的事業

I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

1.選手及び指導者養成事業

《内容》

当該事業は、選手の育成・強化を通じて競技力の向上を図り、指導者を養成して埼玉県民のサッカーのレベルアップを図ることにある。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)		
		期間																
<b>【指導者養成】</b>																		
1	A/ユースB級指導者候補選考会(トライアル)	60	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3ヶ月	3回	SFAフットボールセンター
2	B級ワークショップ(トライアル)	144	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3ヶ月	3コース	SFAフットボールセンター
3	B級コーチ養成講習会	48	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5ヶ月	2コース	SFAフットボールセンター
4	C級コーチ養成講習会	270	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11ヶ月	10コース	SFAフットボールセンター, 他
5	D級コーチ養成講習会	300	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5ヶ月	8コース	SFAフットボールセンター, 他
6	リフレッシュ研修会	340	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6ヶ月	8コース	SFAフットボールセンター
7	キッズリーダー養成講習会(ALLコース)	240	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8ヶ月	8コース	SFAフットボールセンター
8	GKコーチレベルI講習会	22	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	1コース	SFAフットボールセンター
9	フィジカルフィットネスC級コーチ講習会	32	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	1コース	SFAフットボールセンター
10	B級/CD級チューター研修会	25	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4ヶ月	4回	SFAフットボールセンター
11	チューター資質向上講習会	25	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12ヶ月	1コース	SFAフットボールセンター オンライン

公益目的事業

I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりもまず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

1.選手及び指導者養成事業

＜内容＞

当該事業は、選手の育成・強化を通じて競技力の向上を図り、指導者を養成して埼玉県民のサッカーのレベルアップを図ることにある。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
<b>【選手育成】</b>																
12 県トレーニングセンターU-16	40 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5 ヶ月	1 コース	RHF駒場 , 他
13 県トレーニングセンターU-15/U-14/U-13	525 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10 ヶ月	15 コース	SFAフットボールセンター , 他
14 県トレーニングセンターU-12	200 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10 ヶ月	1 コース	SFAフットボールセンター , 他
15 県女子トレーニングセンターU-16/U-15/U-14/U-13	150 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10 ヶ月	1 コース	SFAフットボールセンター , 他
16 県トレーニングセンターGK	120 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9 ヶ月	4 コース	SFAフットボールセンター , 他
17 県トレーニングセンター女子GK	30 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9 ヶ月	1 コース	SFAフットボールセンター , 他

# I-②

## 審判員養成事業

公益目的事業

I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

2.審判員養成事業

《内容》

本法人が主催する競技会は、日本協会が認定する有資格者の審判員によって行うことが前提となっている。公認3級及び4級の審判員の養成は、都道府県サッカー協会が担当するため、本法人では日本協会の審判資格体系に基づく審判資格認定講習会を実施し、資格の認定を行う。また、有資格者の資質を高めるための研修会（審判トレーニングセンター）、資格更新のために行う更新講習会、審判の指導や評価を行うインストラクター養成講習会等を実施する。さらに各種大会に審判員やインストラクターを割当て、派遣することも行う。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												会場(備考)			
		期間															
【サッカー】																	
1	2級審判インストラクター養成講座	10人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12ヶ月	1コース	埼玉県内各地
2	3級審判インストラクター新規認定講習会	10人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	1回	埼玉県内各地
3	3級新規審判インストラクター研修会	10人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	1コース	埼玉県内各地
4	3級審判インストラクター研修会	70人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	2回	埼玉県内各地
5	3級審判インストラクター更新講習会	80人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	2回	川口工業高校, 等
6	各種大会等インストラクター派遣	200人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12ヶ月		埼玉県内各地
7	2級審判員体カテスト	70人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4ヶ月	4コース	SFAフットボールセンター, 他
8	2級審判員昇級1次審査	10人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	2コース	埼玉県内各地
9	3級審判員昇級審査	250人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8ヶ月	10コース	オンライン、または埼玉県内各地
10	2・3級審判員更新講習会(JFAラーニング含む)	1,300人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6ヶ月	6コース	埼玉県内各地、JFAラーニング(3級のみ)

公益目的事業

I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

2.審判員養成事業

《内容》

本法人が主催する競技会は、日本協会が認定する有資格者の審判員によって行うことが前提となっている。公認3級及び4級の審判員の養成は、都道府県サッカー協会が担当するため、本法人では日本協会の審判資格体系に基づく審判資格認定講習会を実施し、資格の認定を行う。また、有資格者の資質を高めるための研修会（審判トレーニングセンター）、資格更新のために行う更新講習会、審判の指導や評価を行うインストラクター養成講習会等を実施する。さらに各種大会に審判員やインストラクターを割当て、派遣することも行う。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
【サッカー】																
11 4級審判員新規講習会	6,000 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12 ヶ月		オンライン、または埼玉県内各地
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12 4級審判員更新講習会(JFAラーニング 含む)	9,000 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7 ヶ月		埼玉県内各地、JFAラーニング
							○	○	○	○	○	○	○			
13 4級審判員を対象とした研修会及び実技指導	150 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7 ヶ月	8 コース	オンライン、または埼玉県内各地
			○	○		○	○		○	○		○				
14 レフェリーアカデミー講習会	10 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12 ヶ月	12 回	SFAフットボールセンター ,他
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
15 女性審判員育成	20 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10 ヶ月	10 回	埼玉県内各地
		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			
16 トップレフェリー育成	10 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12 ヶ月	12 回	SFAフットボールセンター ,他
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
17 審判研修会派遣	40 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12 ヶ月		関東近県 ,他
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
18 各種大会等審判員派遣	1,250 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12 ヶ月		埼玉県内各地
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
19 市町審判委員長会議	50 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	1 回	オンラインまたはカルタスホール北浦和
					○											

公益目的事業

I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

2.審判員養成事業

《内容》

本法人が主催する競技会は、日本協会が認定する有資格者の審判員によって行うことが前提となっている。公認3級及び4級の審判員の養成は、都道府県サッカー協会が担当するため、本法人では日本協会の審判資格体系に基づく審判資格認定講習会を実施し、資格の認定を行う。また、有資格者の資質を高めるための研修会（審判トレーニングセンター）、資格更新のために行う更新講習会、審判の指導や評価を行うインストラクター養成講習会等を実施する。さらに各種大会に審判員やインストラクターを割当て、派遣することも行う。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)				
		期間																		
【フットサル】																				
20	3級審判インストラクター新規講習会	5	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	1	コース	埼玉県内各地
21	3級審判インストラクター研修会	5	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	1	コース	埼玉県内各地
22	3級審判インストラクター更新講習会	5	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	1	コース	オンライン、または埼玉県内各地
23	2級審判員昇級予備審査	5	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	1	コース	埼玉県内各地
24	3級審判員昇級審査	10	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	1	コース	埼玉県内各地
25	4級審判員新規講習会	40	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8	ヶ月	3	コース	埼玉県内各地
26	2・3級審判員更新講習会(JFAラーニング含む)	40	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6	ヶ月	1	コース	2級:埼玉県内各地 3級:埼玉県内各地 or JFAラーニング
27	4級審判員更新講習会(JFAラーニング含む)	180	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6	ヶ月	1	コース	JFAラーニング
28	4級審判員を対象とした研修会及び実技指導	100	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11	ヶ月	1	コース	埼玉県内各地
29	4級審判員向け審判情報の発信	500	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12	ヶ月		コース	オンライン、または埼玉県内各地
30	レフェリートレーニングセンター	20	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12	ヶ月	4	コース	オンライン、または埼玉県内各地
31	各種大会等インストラクター派遣	35	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12	ヶ月		コース	埼玉県内各地
32	各種大会等審判員派遣	900	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12	ヶ月		コース	埼玉県内各地
33	審判員研修会	30	人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6	ヶ月	6	コース	埼玉県内各地、関東近県、他

I - ③ / ④  
広報紙発行事業  
ホームページ運営事業

## 公益目的事業

### I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

### 3.広報紙発行事業

《内容》

本法人が主催する各種大会の状況、最新のトピックを取り上げた広報紙「SFA NEWS」を、全加盟チーム及び関係者に配信する。また、全文をホームページに掲載している。また、本法人の組織、事業、競技会、委員会、連盟等の全ての情報を本法人のオフィシャルホームページにて提供し、内容を日々更新して情報を発信している。当事業の財源は、当該事業に係る日本協会からの補助金及びホームページ運営協賛金である。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												会場(備考)		
		期間													月数	コース
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 SFAニュース(ウェブサイト機関紙)発行	6 回		○		○		○		○		○		○	6 ヶ月		

### 4.ホームページ運営事業

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												会場(備考)		
		期間													月数	コース
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 ホームページ運営管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 ヶ月		
2 ホームページ更新(新規コンテンツ・システム構築等)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 ヶ月		

# I-⑤

## 地域での普及事業

## 公益目的事業

## I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりもまず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

## 5.地域での普及事業

＜内容＞①キッズプログラム/ユース関連プログラム

埼玉県教育委員会を通して希望する幼稚園・保育園・小学校へ、日本協会の認定を受けた指導者を無料で派遣する巡回指導を、主として実施している。他に、中学年代の部活動引退後の活動支援を行うトライアルSFAや地域で密着する形でU-8リーグ戦等を開催している。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)													月数	コース	会場(備考)
		期間															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1 キッズ巡回指導	90 回				○		○	○	○	○	○	○	○	8 ヶ月	コース	埼玉県内幼稚園・保育園・小学校	
2 U8リーグ戦	150 チーム	○	○	○			○	○	○	○	○	○	10 ヶ月	コース	埼玉県内各地		
3 トライアルSFA (中学生年代の活動環境向上)	30 人						○	○	○	○			4 ヶ月	コース	埼玉県内中学校 , 他		

＜内容＞②キッズフェスティバル

幼稚園年長児(U-6)や小学校低学年児童(U-8)を対象として、サッカーに親しむ場を提供する事業。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)													月数	コース	会場(備考)
		期間															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
4 JFAキッズU-8サッカーフェスティバル【西部】	400 人 40 チーム							○						1 ヶ月	1 コース	埼玉県内西部地区 (坂戸)	
5 JFAキッズU-8サッカーフェスティバル【北部】	400 人 40 チーム		○											1 ヶ月	1 コース	埼玉県内北部地区 (熊谷)	
6 JFAキッズU-8サッカーフェスティバル【西部】	400 人 40 チーム									○				1 ヶ月	1 コース	埼玉県内西部地区 (川越)	
7 JFAキッズU-8サッカーフェスティバル【東部】	400 人 40 チーム											○		1 ヶ月	1 コース	埼玉県内東部地区 (越谷)	
8 JFAキッズU-6サッカーフェスティバル【SFAFC】	320 人 32 チーム											○		1 ヶ月	1 コース	SFAフットボールセンター	
9 JFAユニクロサッカーキッズ2026	1,500 人 144 チーム			○				○						2 ヶ月	1 コース	開催未定	

## 公益目的事業

## I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

## 5.地域での普及事業

## ≪内容≫③レディース・ガールズフェスティバル

女性を対象としたサッカーに親しむための普及事業。スクール形式やオープン参加の試合形式のもの等がある。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
10 レディース/ガールズサッカーフェスティバル1	70 人									○				1 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター , 他
11 レディース/ガールズサッカーフェスティバル2	80 人											○		1 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター , 他
12 JFA女子サッカーデー	50 人												○	1 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター , 他

## ≪内容≫④障がい者サッカーフェスティバル

障がいのある子供たちを対象として、継続してサッカーに関わるために貴重な機会を提供する

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
13 インクルーシブサッカーフェスタ	50 人										○			1 ヶ月	コース	埼玉県内各地

## ≪内容≫⑤その他の普及事業

より多くの方々にサッカーに親しんでいただき、サッカーファミリーの安心・安全を守る担当者としてのウェルフェアオフィサーの養成を図る事業。ウェルフェアオフィサージェネラルのリフレッシュ研修会、そしてマッチウェルフェアオフィサー、またはクラブウェルフェアオフィサーの養成にも力を入れる

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
14 ウェルフェアオフィサージェネラルリフレッシュ研修会	20 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 ヶ月	コース	オンライン、または埼玉県内各地
15 マッチ・クラブウェルフェアオフィサー新規養成講習会	300 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 ヶ月	コース	オンライン、または埼玉県内各地

I-⑥/⑦  
スポーツマネジャー養成事業  
その他の普及事業

## 公益目的事業

### I.指導・普及事業

正しいサッカー及びフットサルを普及するために、県民に対して、健全で安全なスポーツ環境を提供する必要がある。これを実現するためには、何よりも先ず、指導者と審判員の養成とその質の向上が不可欠である。指導者と審判員は、児童や青少年の各年代の技術的、身体的、精神的な発達度合いに応じた適切な指導方法を体得し、正しいルールを理解する必要がある。正しい指導ができる指導者と審判員のもとで、安全に継続して楽しみながらプレイすることが、児童や青少年の健全な発達を促し、可能性を引き出し、素質を開花させることに繋がる。

### 6.スポーツマネジャー養成事業

《内容》

スポーツイベント、クラブ経営等のマネジメント能力を有する人材養成を目的とする講座。多くの県民への受講の機会を広げるために、日本協会が行っているスポーツマネジャーズカレッジ(SMC)講座を簡易版として提供する事業。環境分析、行動計画、目標管理などの6セッションを実施する。当事業の財源は、受講料である。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 JFAスポーツマネジャーズカレッジサテライト講座in埼玉	人													0ヶ月	0コース	今年度は開催予定無し

### 7.その他の普及事業

《内容》助成金

埼玉県内の市町においてサッカーの普及振興を行い、本法人に届け出た団体(以下、市町協会)及び本法人の加盟チームによって結成され、本法人が設立許可した各連盟に対し、運営助成金を支給している。当事業は収益事業等の収入を財源としている。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
2 四地域連絡協議会・市町協会への助成金 ★5万円(市町協会のみ登録チーム数×1,000円加算)	4 地域FA 24 市町FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12ヶ月		
3 各種連盟への助成金 ※各種連盟により異なる		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12ヶ月		

# Ⅱ-① 主催事業

公益目的事業

II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別などに競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

I. 主催事業(種別)

《内容》

本法人が、運営に関する事項を決定できる権限と責任を負う競技会を開催する事業である。具体的には、大会要項に記載する事項(会場、スケジュール、参加資格、競技方法、競技規則等)を、本法人が責任を持って決定し、直接主催する。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)			
		期間																	
【1種】																			
1	彩の国カップ 埼玉県サッカー選手権大会	2	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	コース	埼玉スタジアム第2グラウンド
2	埼玉県社会人サッカー連盟会長杯兼彩の国カップ1次予選	80	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2	ヶ月	コース	埼玉県内各地
3	埼玉県社会人サッカー連盟会長杯兼彩の国カップ2次予選	48	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3	ヶ月	コース	埼玉県内各地
4	全国クラブチームサッカー選手権大会埼玉県大会	30	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2	ヶ月	コース	埼玉県内各地
5	日本スポーツマスターズ埼玉予選会	8	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	コース	埼玉県内各地
6	全国自治体職員サッカー選手権大会埼玉県予選	10	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2	ヶ月	コース	堀崎公園グラウンド , 他
7	彩の国カップ埼玉県サッカー選手権大会大学代表決定戦	12	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2	ヶ月	コース	各大学グラウンド , 他
8	埼玉県大学サッカー選手権兼総理大臣杯 全日本大学サッカートーナメント関東代表決定戦埼玉県予選	10	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2	ヶ月	コース	各大学グラウンド , 他
【2種】																			
9	高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ埼玉	200	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9	ヶ月	コース	各学校会場 , 他
10	U-16 埼玉県サッカーリーグ	150	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11	ヶ月	コース	各学校会場 , 他
11	全国高等学校サッカー選手権大会埼玉県大会1次予選トーナメント	124	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1	ヶ月	コース	各学校会場 , 他
12	全国高等学校サッカー選手権大会埼玉県大会2次予選トーナメント	48	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2	ヶ月	コース	埼玉スタジアム2002 , 他 浦和駒場スタジアム、NACK5スタジアム大宮

公益目的事業

II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別などに競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

I. 主催事業(種別)

《内容》

本法人が、運営に関する事項を決定できる権限と責任を負う競技会を開催する事業である。具体的には、大会要項に記載する事項(会場、スケジュール、参加資格、競技方法、競技規則等)を、本法人が責任を持って決定し、直接主催する。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)		
		期間																
<b>【3種】</b>																		
13	埼玉県ユース(U-13)サッカー選手権大会	16	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	埼玉県内各地
14	高円宮杯 JFA U-15サッカーリーグ 高円宮杯JFA全日本U-15サッカー選手権大会埼玉県大会	400	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8ヶ月	コース	埼玉県内各地
15	埼玉県ユース(U-13)サッカーリーグ	9	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3ヶ月	コース	埼玉県内各地
16	埼玉県ユース(U-13)サッカー選手権大会 中学校1次予選	168	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4ヶ月	コース	中学校会場 , 他
17	埼玉県ユース(U-13)サッカー選手権大会 中学校2次予選	36	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	中学校会場 , 他
18	埼玉県ユース(U-13)サッカー選手権大会 クラブ予選	73	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4ヶ月	コース	埼玉県内各地
19	日本クラブユースサッカー選手権大会(U-15) 埼玉県予選	80	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	埼玉県内各地
<b>【4種】</b>																		
20	JFA全日本U-12サッカー選手権大会 埼玉県大会	420	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3ヶ月	コース	埼玉スタジアム (第2 or 第3 or 第4グラウンド) , 他
21	埼玉県第4種サッカーリーグ戦	420	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8ヶ月	コース	埼玉県内各地(2月:2部参入戦)
22	埼玉県第4種新人戦	446	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5ヶ月	コース	埼玉スタジアム (第2 or 第3 or 第4グラウンド) , 他
23	関東U-12サッカー大会 埼玉県大会	105	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3ヶ月	コース	埼玉スタジアム (第2 or 第3 or 第4グラウンド) , 他
24	U-11サッカーリーグ	120	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10ヶ月	コース	埼玉県内各地
25	U-10サッカーリーグ	150	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10ヶ月	コース	埼玉県内各地
26	埼玉県少女サッカー大会	16	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	コース	大島新田グラウンド 毛呂山総合公園グラウンド
27	埼玉県U-12ガールズカップ (旧称:埼玉県少女サッカーフェスティバル)	14	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3ヶ月	コース	SFAフットボールセンター , 他

公益目的事業

II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別などに競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

I. 主催事業(種別)

《内容》

本法人が、運営に関する事項を決定できる権限と責任を負う競技会を開催する事業である。具体的には、大会要項に記載する事項(会場、スケジュール、参加資格、競技方法、競技規則等)を、本法人が責任を持って決定し、直接主催する。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)			会場(備考)											
		期間	月数	コース												
<b>【女子】</b>																
28 皇后杯JFA全日本女子サッカー選手権大会埼玉県予選 兼埼玉県女子サッカー大会	6 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター , 他
29 埼玉県サッカー協会会長杯 兼埼玉県女子サッカー選手権大会	5 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉スタジアム第2グラウンド , 他
30 埼玉県女子ユース(U-18)サッカー選手権大会 兼関東女子ユース(U-18)サッカー選手権大会埼玉県予選	3 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター , 他
31 埼玉県女子ユース(U-15)サッカー選手権大会 兼関東女子ユース(U-15)サッカー選手権大会埼玉県予選	11 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	戸田惣右衛門G/与野八王子 SFAフットボールセンター , 他
32 埼玉県高等学校女子サッカー選手権大会	32 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	埼玉県内各地
33 SFA U-18女子サッカーリーグ	39 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5 ヶ月	コース	埼玉県内各地
<b>【シニア】</b>																
34 埼玉県O-40サッカー選手権大会 兼県民総合スポーツ大会	30 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4 ヶ月	コース	埼玉県内各地
35 埼玉県O-50サッカー選手権大会	30 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3 ヶ月	コース	埼玉県内各地
36 JFA 全日本O-40サッカー大会埼玉県予選	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 , 他
37 JFA 全日本O-50サッカー大会埼玉県予選	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 , 他
<b>【フットサル】</b>																
38 JFA全日本 U-18 フットサル選手権大会 埼玉県大会	6 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内体育館
39 JFA全日本 U-15 フットサル選手権大会 埼玉県大会	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	埼玉県内体育館
40 JFA全日本 U-15 女子フットサル選手権大会 埼玉県大会	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内体育館
41 JFAバーモントカップ 全日本 U-12 フットサル選手権大会埼玉県大会	24 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	埼玉県内体育館
42 JFA全日本フットサル選手権大会 埼玉県大会	32 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3 ヶ月	コース	埼玉県内体育館
43 全日本大学フットサル大会 埼玉県大会	2 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内体育館
44 JFA全日本女子フットサル選手権大会 埼玉県大会	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内体育館

# Ⅱ-② 受託事業

公益目的事業

II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別に競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

2. 受託事業

《内容》

本法人が、競技会運営の主管を担う事業であり、主催者は日本サッカー協会及び関東サッカー協会等である。競技会運営の権限と責任はすべて主催者側にある。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
日本サッカー協会																
1 国際試合	1 試合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3 ヶ月	コース	埼玉スタジアム2002
2 天皇杯JFA 全日本サッカー選手権大会	3 試合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	NACK5スタジアム大宮 埼玉スタジアム2002 ,他
3 皇后杯JFA 全日本女子サッカー選手権大会	1 試合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	熊谷文化スポーツ公園陸上競技場 ,他
4 全国高等学校サッカー選手権大会	10 試合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	NACK5スタジアム大宮 埼玉スタジアム2002 ,他
5 JFAユニクロサッカーキッズ2026	1,200 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 ヶ月	コース	開催未定
関東サッカー協会																
6 全国自治体職員南関東予選会	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	RHF駒場 ,他
7 関東レディースエイト(O-40)サッカー大会	16 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター
8 KTFA関東O-60サッカー大会	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	SFAフットボールセンター
9 全国選抜フットサル大会関東大会	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	ウィングハット春日部 北本体育アリーナ
その他																
10 ねんりんピック (全国健康福祉祭埼玉大会)	60 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉スタジアム2002 浦和駒場スタジアム ,他

# Ⅱ-③ 補助事業



公益目的事業

II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別などに競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

3. 補助事業(種別)

《内容》

各連盟等が主催する競技会を、本法人が後援する事業である。当事業では各連盟のチーム加盟費及び選手登録費の総額に応じて補助金を交付する場合がある。なお、受託及び補助事業における競技会においても、本法人から人を派遣し、競技会運営が要項に則って適切に行われることを担保している。当事業の財源は、競技会参加料、日本協会及び関東サッカー協会等からの補助金、各連盟からの負担金、日本協会からの受託金、入場料、大会プログラム販売収入、企業等からのプログラム制作協賛金及び大会協賛金である。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)	
		期間															
<b>【1種】</b>																	
1	埼玉県社会人サッカーリーグ1部/2部/3部	72	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5ヶ月	コース	埼玉県内各地
2	埼玉県市町村対抗戦兼県民総合スポーツ大会	19	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	埼玉県内各地
3	各地区ブロックリーグ決勝大会	23	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	埼玉県内各地
4	全国社会人サッカー大会 関東予選最終代表決定戦	6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	開催未定
5	県リーグ交流戦	4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	コース	SFAフットボールセンター (他県1部リーグチーム)
6	県リーグ1部昇格決定戦	2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	コース	埼玉県内各地
7	関東大学サッカーリーグNorte	10	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7ヶ月	コース	各大学グラウンド , 他
<b>【2種】</b>																	
8	埼玉県高校サッカー新人大会 兼関東高校サッカー大会県予選	32	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	浦和駒場スタジアム 各学校会場 , 他
9	全国高等学校総合体育大会県予選	42	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	NACK5スタジアム大宮 各学校会場 , 他



## 公益目的事業

### II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別などに競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

### 3. 補助事業(種別)

≪内容≫

各連盟等が主催する競技会を、本法人が後援する事業である。当事業では各連盟のチーム加盟費及び選手登録費の総額に応じて補助金を交付する場合がある。なお、受託及び補助事業における競技会においても、本法人から人を派遣し、競技会運営が要項に則って適切に行われることを担保している。当事業の財源は、競技会参加料、日本協会及び関東サッカー協会等からの補助金、各連盟からの負担金、日本協会からの受託金、入場料、大会プログラム販売収入、企業等からのプログラム制作協賛金及び大会協賛金である。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)		
		期間																
【3種】																		
10	埼玉県クラブユース(U-15) サッカー選手権大会	84	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	埼玉県内各地
11	埼玉県クラブユース(U-14) サッカー選手権大会	86	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7ヶ月	コース	埼玉県内各地
【4種】																		
12	埼玉県サッカー少年団中央大会	32	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	コース	埼玉スタジアム第3グラウンド , 他
【女子】																		
13	埼玉県女子サッカーリーグ1部/2部	17	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9ヶ月	コース	SFAフットボールセンター 大島新田多目的G/しらこぼと運動公園 , 他
14	埼玉県女子 U-15サッカーリーグ	11	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6ヶ月	コース	埼玉県内各地
15	埼玉県女子ユース(U-14) サッカー新人戦大会	13	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2ヶ月	コース	戸田惣右衛門 SFAフットボールセンター , 他
16	選抜高校女子サッカー大会 「めぬまカップ」in熊谷	48	チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	コース	熊谷スポーツ文化公園 熊谷市利根川運動公園サッカー場 , 他

公益目的事業

II. 競技会開催事業

試合は、選手のパフォーマンスの表現の場であり、日頃積み重ねた練習の成果を確認する場である。選手は観客に観られることで成長し、試合の競い合いを通じて更に進化する。こうした機会を、サッカー及びフットサルに親しみたい多くの人たちへ提供するために、年代別、性別、地域や自治体別などに競技会を組織し、各種の競技会を主催又は関連団体と共同して開催する。競技会開催を通じて、県民のスポーツへの関心と理解を深め、青少年の健全な育成と生涯スポーツの推進をめざす。また、地域との連携を図ることにより、コミュニティの絆を深め、地域活動の健全な発展に寄与する。

3. 補助事業(種別)

＜内容＞

各連盟等が主催する競技会を、本法人が後援する事業である。当事業では各連盟のチーム加盟費及び選手登録費の総額に応じて補助金を交付する場合がある。なお、受託及び補助事業における競技会においても、本法人から人を派遣し、競技会運営が要項に則って適切に行われることを担保している。当事業の財源は、競技会参加料、日本協会及び関東サッカー協会等からの補助金、各連盟からの負担金、日本協会からの受託金、入場料、大会プログラム販売収入、企業等からのプログラム制作協賛金及び大会協賛金である。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
<b>【シニア】</b>																
17 埼玉県O-40サッカーリーグ(1部)	12 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8 ヶ月	コース	埼玉県内各地
18 埼玉県O-40サッカーリーグ(2部/3部)	32 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8 ヶ月	コース	埼玉県内各地
19 埼玉県O-50サッカーリーグ(1部/2部/3部)	38 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8 ヶ月	コース	埼玉県内各地
20 埼玉県O-60サッカーリーグ	12 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8 ヶ月	コース	埼玉県内各地
21 埼玉県シニアO-65/70/75サッカーリーグ	14 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8 ヶ月	コース	埼玉県内各地
22 埼玉県O-40サッカーリーグ入替戦	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内各地
23 埼玉県O-50サッカーリーグ入替戦	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内各地
24 埼玉県O-40サッカーフェスティバル	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内各地
25 埼玉県O-50サッカーフェスティバル	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内各地
26 埼玉県O-60サッカーフェスティバル	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内各地
27 埼玉スーパーシニア(O-70)サッカーフェスティバル	16 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉スタジアム2002 埼玉スタジアム第3グラウンド
<b>【フットサル】</b>																
28 埼玉県フットサルリーグ1部	10 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
29 埼玉県フットサルリーグ2部	10 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
30 埼玉県フットサルリーグ3部	9 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
31 埼玉県フットサルリーグオープン	6 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
32 埼玉県U-18フットサルリーグ	6 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
33 埼玉県U-15フットサルリーグ	7 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
34 埼玉県女子フットサルリーグ	4 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
36 埼玉県フットサルリーグU-12	8 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
38 埼玉県フットサルリーグ参入戦・入替戦	12 チーム	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター
39 埼玉県フットサルトレーニングセンター	330 人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10 ヶ月	コース	埼玉県内体育館 SFAフットボールセンター

# Ⅲ 代表関連事業



公益目的事業

Ⅲ. 代表関連事業

県民にサッカーに対するより一層の興味を惹かせ、理解を深めるためには、埼玉県内においてサッカーの素質ある者を、埼玉県を代表する選手に育て、更に日本トップレベルへと引き上げ、ひいては世界へと送り出す育成強化の取り組みが不可欠である。都道府県単位の参加による競技会である国民体育大会の競技会をはじめとする県内外の活動や、海外交流などのグローバルな活動を通じて、更なる競技力向上をめざす。日々たゆまぬ努力を続け、競技力を高め、夢や目標の実現に向かってチャレンジする姿は、広く県民に勇気や生きる力を与える。また、県民の心身の健全な発達と豊かな人間性を涵養することにも繋がる。

代表関連事業

《内容》

全国大会出場チームの支援や、国民体育大会におけるサッカー競技の埼玉県代表チームの編成を行う事業である。全国大会出場チームに対しては、奨励金という形で支援を行っている。また国民体育大会については、サッカー競技は、成年、女子、少年の3種別あり、本法人の技術委員会が中心となって強化方針、監督・スタッフの人選、チーム編成等を協議し、決定する。それぞれの監督・スタッフは代表選手の選考を行って、関東ブロック大会、本大会に臨む。また、日本のトップレベル、世界をめざし得る逸材を育てるために、競技力向上の事業を展開する。当事業の財源は、日本協会、埼玉県、及び(公財)埼玉県スポーツ協会からの補助金、協賛企業からのユニフォーム等の物品提供である。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 国民スポーツ大会(国スポ) (少年男子/少年女子/成年女子)	3 チーム							○						1 ヶ月	コース	青森県内各地
2 全国大会出場チーム支援	チーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 ヶ月	コース	

# IV

## 施設関連事業



公益目的事業

IV. 施設事業

埼玉県サッカー協会サッカー場を整備・活用して、本県サッカーの発展を目指し、指導者・審判員の養成、選手の強化・育成等をはかるための施設を管理・運営することである。

施設事業

《内容》

自治体の施設を借り上げて、本法人専用の夜間照明付き人工芝のサッカー場を設置し、維持管理を行い、指導・普及事業におけるトレーニングセンターや指導者・審判員養成事業・または競技会開催に使用する。

事業活動	参加人数(見込)	回数(頻度)												月数	コース	会場(備考)
		期間														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
I SFAフットボールセンターの運営	チーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12ヶ月	コース	SFAフットボールセンター

▼

# 手数料及び物品販売事業

## 収益目的事業

### I. 手数料及び物品販売事業

各種の手数料収入や、スポーツ用品及び代表選手のカレンダー等のサッカー関連物品の販売収益をもって、公益目的事業を推進するための事業である。

#### 1. 手数料及び物品販売事業

《内容》

手数料収入の大半を占めるのが、売店出店手数料である。売店出店を許可する競技会においては、売上金額の一定割合を出店者より受領する。当事業年度の予算は160万円程度を見積っている。さらに、SFAフットボールセンターの自動販売機手数料収入として、100万円程度を見込んでいる。その他、加盟チームがユニフォームに企業名及び商品名等を掲示する申請手数料収入等で180万円余りを見積っている。

物品販売に関しては、かつてはスポーツ製品の販売を行ってきたが、当事業年度は見込んでいない。また、ジェイリーグフォト株式会社が制作している日本代表やなでしこ、個々の選手のカレンダーの販売も行っている。販売の案内及び取りまとめは各連盟に依頼している。当事業の年度予算は従来の実績により、37万円と見積っている。

# VI

## チーム及び登録事業

## その他の事業(相互扶助等事業)

## I. チーム及び選手登録事業

本法人の行うサッカーの指導・普及、競技会開催、代表関連、施設管理の各事業は、本法人が加盟する日本協会と連動して行われるチーム加盟及び選手登録が基本条件となっている。そして、この登録等の手続きは、誰でもサッカーを楽しむことができるようにと、あらゆる年代と性別をカバーするように制度化されている。チームに登録された選手は、その種別において行われる全ての競技会、研修会、その他のイベントに参加することができる。

## I. チーム及び選手登録事業

## 《内容》

チーム加盟及び選手登録の種別は、以下のとおりであり、選手はそのいずれかに登録する必要がある。

- (ア) 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- (イ) 第2種 概ね高校生年代の選手により構成されるチーム
- (ウ) 第3種 概ね中学生年代の選手により構成されるチーム
- (エ) 第4種 概ね小学生年代の選手により構成されるチーム
- (オ) 女子 女子の選手により構成されるチーム
- (カ) シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム
- (キ) フットサル フットサルの選手により構成されるチーム